

令和2年第4回四万十町議会定例会

四万十町議会議案書



令和2年12月9日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
諮問第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	1
諮問第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	2
議案第 9 2 号	スクールバスの売買契約の締結について	3
議案第 9 3 号	医療機器の売買契約の締結について	4
議案第 9 4 号	四万十町音声告知放送システム再構築工事請負契約の締結について	5
議案第 9 5 号	町道路線の認定について	6
議案第 9 6 号	字の区域及び名称の変更について	7
議案第 9 7 号	四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	9
議案第 9 8 号	四万十町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について	10
議案第 9 9 号	四万十町分担金徴収条例の一部を改正する条例について	11
議案第 1 0 0 号	四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について	12
議案第 1 0 1 号	四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例について	13
議案第 1 0 2 号	四万十町保育所条例の一部を改正する条例について	14
議案第 1 0 3 号	四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	15
議案第 1 0 4 号	四万十町特殊製法塩製造施設条例を廃止する条例について	17
議案第 1 0 5 号	四万十町旧都築邸に係る指定管理者の指定について	18
議案第 1 0 6 号	四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定について	19
議案第 1 0 7 号	令和 2 年度四万十町一般会計補正予算（第 6 号）	別冊
議案第 1 0 8 号	令和 2 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 1 0 9 号	令和 2 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 1 1 0 号	令和 2 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 1 1 1 号	令和 2 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 1 2 号	令和 2 年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 1 3 号	令和 2 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 1 1 4 号	令和 2 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 1 1 5 号	令和 2 年度四万十町水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊

諮問第3号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和2年12月9日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

住 所 四万十町東川角

氏 名 宮崎 由美子

生年月日

諮問第4号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和2年12月9日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

住 所 四万十町壱斗俵 

氏 名 岡本 則子

生年月日 

議案第 9 2 号

スクールバスの売買契約の締結について

下記のとおり売買契約を締結することについて、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 8 年四万十町条例第 4 7 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | スクールバスの買入れ |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 6, 5 3 1, 1 4 0 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
(5 9 3, 7 4 0 円) |
| 4 契約の相手方 | 高知市知寄町 3 丁目 2 2 0 番地
高知日野自動車株式会社
代表取締役 筒井 洋介 |

議案第 9 3 号

医療機器の売買契約の締結について

下記のとおり売買契約を締結することについて、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 8 年四万十町条例第 4 7 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 医療機器の買入れ |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 3 0 , 5 8 0 , 0 0 0 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
(2 , 7 8 0 , 0 0 0 円) |
| 4 契約の相手方 | 南国市伊達野 5 0 1 番地
中澤氏家薬業株式会社
代表取締役社長 中澤 栄一郎 |

議案第 9 4 号

四万十町音声告知放送システム再構築工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 8 年四万十町条例第 4 7 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 名 | 四万十町音声告知放送システム再構築工事 |
| 2 工 事 場 所 | 四万十町全域 |
| 3 契 約 の 方 法 | 指名型プロポーザルによる随意契約 |
| 4 契 約 金 額 | 4 7 8, 1 2 2, 7 0 0 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
(4 3, 4 6 5, 7 0 0 円) |
| 5 契約の相手方 | 吾川郡いの町枝川 6 7 5 - 1
四電エンジニアリング株式会社 高知支店
支店長 松本 弘 |

議案第 95 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条 2 項の規定により、町道路線を下記のとおり認定する。

令和 2 年 12 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

整理番号	路 線 名	起 点	備考
		終 点	
709	興津高台線	興津字元谷山 2513 番 3	
		興津字元谷山 2516 番 7	
20223	大正ソヲヅ線	大正字ソヲヅ 397 番 5 地先	
		大正字ソヲヅ 397 番 15	

議案第 96 号

字の区域及び名称の変更について

字の区域及び名称を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

なお、この字の区域及び名称の変更は、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定による国土調査の成果の認証の日からその効力を生ずるものとする。

令和 2 年 12 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

変更調書（寺野・檜生原の各一部）

変更前			変更後	
大字	字	地番区域	大字	字
寺野	小屋ヶ谷	265	寺野	古屋ノサコ
檜生原	西屋式	131	檜生原	上谷
	サデノスソ	196		サテノスソ
	寺林	365 の 1、365 の 2、365 の 3、 366		上岡屋敷
	上岡屋敷	378 の 1		寺林
	灰鳥	454		入谷

- 備考 1 上記の区域に隣接介在する道路及び水路である町有地の全部を含む。
 2 上記地番は令和 2 年 1 0 月 2 6 日現在の登記簿による。

議案第 97 号

四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 12 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年四万十町条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

（感染症防疫作業手当の特例）

- 2 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって、町長が定めるものに従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。
- 3 前項の感染症防疫作業手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の感染者の身体に接触して行う作業その他町長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例附則第2項及び第3項の規定は、令和2年9月15日から適用する。

議案第 98 号

四万十町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について

四万十町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例

四万十町督促手数料及び延滞金徴収条例（平成18年四万十町条例第58号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（延滞金の割合の特例）」を付し、同項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「。以下この項において」を「。以下」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

- 4 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の四万十町督促手数料及び延滞金徴収条例附則第 3 項及び第 4 項の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第 99 号

四万十町分担金徴収条例の一部を改正する条例について

四万十町分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 12 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町分担金徴収条例の一部を改正する条例

四万十町分担金徴収条例（平成18年四万十町条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（延滞金の割合の特例）」を付し、同項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「。以下この項において」を「。以下」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

- 5 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の四万十町分担金徴収条例附則第 4 項及び第 5 項の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第100号

四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について

四万十町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月9日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町介護保険条例の一部を改正する条例

四万十町介護保険条例（平成18年四万十町条例第94号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に、「。以下この項」を「。以下この条」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の四万十町介護保険条例附則第3条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第101号

四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例について

四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月9日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例

四万十町後期高齢者医療条例（平成20年四万十町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第3条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に、「。以下この項」を「。以下この条」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の四万十町後期高齢者医療条例附則第3条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第 1 0 2 号

四万十町保育所条例の一部を改正する条例について

四万十町保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町保育所条例の一部を改正する条例

四万十町保育所条例（平成18年四万十町条例第63号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表四万十町立小鳩保育所の項中「十川238番地 4」を「十和川口502番地 1」に改める。

第 5 条第 1 項中「別表に掲げる」を削る。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 2 月 8 日から施行する。

議案第 1 0 3 号

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

四万十町国民健康保険税条例（平成18年四万十町条例第89号）の一部を次のように改正する。

第23条第 1 号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第 5 項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の 5 に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「「法」に、「とする。）」「を「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和３年１月１日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の四万十町国民健康保険税条例の規定は、令和３年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和２年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 104 号

四万十町特殊製法塩製造施設条例を廃止する条例について

四万十町特殊製法塩製造施設条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 2 年 12 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町特殊製法塩製造施設条例を廃止する条例

四万十町特殊製法塩製造施設条例（平成 18 年四万十町条例第 129 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 0 5 号

四万十町旧都築邸に係る指定管理者の指定について

四万十町旧都築邸に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町宮内 7 6 番地 7
 特定非営利活動法人 L I F E
 代表理事 井上 義之
2. 指 定 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 0 6 号

四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定について

四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 9 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 指定管理者 四万十町地吉 1 1 7 番地
株式会社とおわ
代表取締役 中野 千里
2. 指 定 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで